

京都市告示第132号

京都市宇津峡公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峡公園条例第4条ただし書の規定に基づき、休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年4月22日

京都市長 門川 大作

期間	変更休園日	現行休園日
平成27年4月22日から 同年5月27日まで	なし	水曜日

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)